

令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金（認可外保育施設分）  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 交付の対象とする事業（以下「交付事業」という。）は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年6月6日付けこ成保第54号）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（政令市・中核市に所在する施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）が行う、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業とする。

（補助対象経費・補助基準額）

第3条 補助対象経費及び補助基準額は次のとおりとする。

- (1) 緊急時の職員確保を行う事業に要する経費
  - (2) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業に要する経費
  - (3) 補助基準額は、1施設あたり次のとおりとする。
    - ア 定員 19人以下 300,000円以内
    - イ 定員 20人以上 59人以下 400,000円以内
    - ウ 定員 60人以上 500,000円以内
    - エ 居宅訪問型事業（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る）  
300,000円以内
- ※ 「定員」については、令和5年4月1日時点の定員とする。

（補助額の算出方法等）

第4条 第2条に規定する補助事業の補助金の額は、前条の規定により算出した補助基準額と実際に支出した額とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日等）

第5条 規則第3条第1項の規定による令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、この限りではない。

- 2 規則第3条第2項第4項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実施計画書及び申請額内訳書（別紙1）
  - (2) 役員等氏名一覧表（別紙2）
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあっては、法人の代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証

拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (7) 補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

#### （変更交付申請・変更の承認）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、令和5年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### （申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

#### （補助金の概算払い）

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、執行計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(実施状況報告)

第 11 条 規則第 10 条の規定に基づき、本事業の状況報告を求められた場合は、速やかに、令和 5 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実施状況報告書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、令和 5 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実績報告書（第 6 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日（第 8 条第 1 項第 2 号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日と比較し、いずれか早い日）までに行わなければならない。

(1) 令和 5 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金実績報告書及び精算額内訳書（別紙 3）

(2) 領収書等

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助額の返還)

第 14 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、令和 5 年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(実施細目)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 20 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。